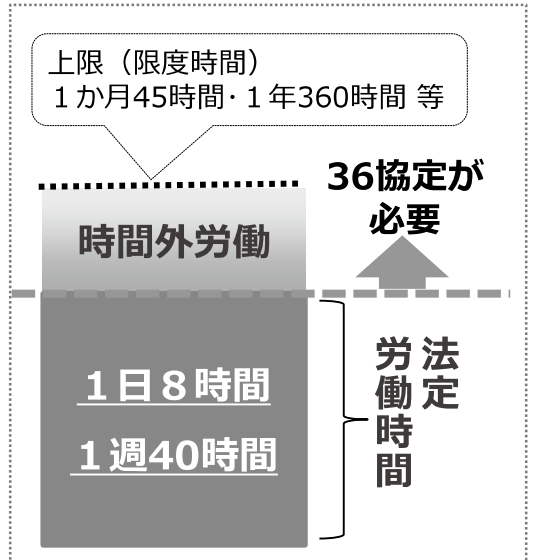


サブロク協定をご存知ですか？

広島労働局 労働基準部 監督課

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・労働基準監督署への届出が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。



時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の記載例

様式第9号（第17条関係）

時間外労働
休日労働 に関する 協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 [満18歳以上の者]	所定労働時間	延長することができる時間		期間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更 月末の決算事務	検査 経理	10人 5人	1日8時間 同上	3時間	1か月(毎月1日) 30時間	平成〇年4月1日から1年間 同上	
					3時間	1年(4月1日) 150時間		
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 [満18歳以上の者]	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期間	
臨時の受注、納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30		平成〇年4月1日から1年間	

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙
平成〇年 3月 15日

職名
氏名
使用者 職名
氏名

検査課主任
山田花子
工場長
田中太郎



時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

(※) 具体的には、

- ①従業員 の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
- ②過半数組合がない場合は、従業員 の過半数を代表する方

【参考】

◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）

*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。

◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。